

昭和三十一年総理府令第九十三号

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律を実施するため、同法の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する總理府令を次のように定める。

(目的)

第一条 この府令は、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)以下「法律第百七十七号」という)第三条、同法附則第三項、恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第百十三号)以下「法律第百十三号」という)附則第六条、戦傷病者戦没者等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十九号)以下「法律第百五十九号」という)附則第六条、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百二十一号)以下「法律第百二十一号」という)附則第十一号」という)附則第四条、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十三号)以下「法律第八十三号」という)附則第十一条又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第九十一号)以下「法律第九十一号」という)附則第十六条の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続を定めることを目的とする。

(法律第百七十七号第三条の規定により給すべき扶助料の請求手続)

第二条 法律第百七十七号第三条の規定により恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)以下「法律第百五十五号」という)附則第十条の規定による扶助料(法律第百七十七号附則第三項、法律第百十三号附則第六条、法律第百五十九号附則第六条、法律第百五十九号)以下「法律第百五十九号」といいう)第六条から第八条まで、第十条及び第十二条の規定によるのほか、扶助料請求書に次の書類を添えて、これを総務大臣に差し出すものとする。

一 公務員が退職後死亡した者であるときは、当該公務員が退職後死亡までの間ににおいて恩

給法(大正十二年法律第四十八号)に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第百七十七号)以下「法律第百七十七号」という)第三条、同法附則第三項、恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第百十三号)以下「法律第百十三号」という)附則第六条、戦傷病者戦没者等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十九号)以下「法律第百五十九号」という)附則第六条、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百二十一号)以下「法律第百二十一号」という)附則第十一号」という)附則第四条、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十三号)以下「法律第八十三号」という)附則第十一条又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第九十一号)以下「法律第九十一号」という)附則第十六条の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続を定めることを目的とする。

(法律第百七十七号第三条の規定により給すべき扶助料の請求手続)

第三条 法律第百七十七号第三条の規定により恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)以下「法律第百五十五号」という)附則第十条の規定による扶助料(法律第百七十七号附則第三項、法律第百十三号附則第六条、法律第百五十九号附則第六条、法律第百五十九号)以下「法律第百五十九号」といいう)第六条から第八条まで、第十条及び第十二条の規定によるのほか、扶助料請求書に次の書類を添えて、これを総務大臣に差し出すものとする。

一 法律第百五十五号附則の規定による扶助料の裁定告知書

二 前条第三号に規定する厚生労働大臣の確認書

二 前条第三号に規定する厚生労働大臣の確認書

二 前条の場合において、その請求が、恩給法第七十五条第二項の規定による加給を含む扶助料の年額の改定を請求するものであるときは、前項の規定によるのか、扶助料年額改定請求書に次の書類を添えるものとする。

附則 (昭和五九年六月二九日総理府令第三五号)

この府令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則 (昭和五九年六月二九日総理府令第三五号)

この府令は、平成十一年八月一日から施行する。

附則 (昭和四十一年二月一六日総理府令第四九号)

この府令は、昭和四十四年二月一六日から施行する。

附則 (昭和五九年六月二九日総理府令第三五号)

この府令は、昭和五九年六月二九日から施行する。

附則 (昭和四二年七月二七日総理府令第三四号)

この府令は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附則 (昭和四四年二月一六日総理府令第四九号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五九年六月二九日総理府令第三五号)

この府令は、平成十一年八月一日から施行する。

(別記)
第一号書式

第一号書式 (配偶者用) 失棲事由非該當申立書	
<p>1 普通懲役失権事由非該當申立て 公務員(旧軍人等)は、退職(復員等)後、次の事項に該当したことがない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。 ・ 在職中の職務にに関する犯則により禁錮以上の刑に処せられたこと。 ・ 国籍を失ったこと。 <p>2 扶助料失権事由非該當申立て 私は、公務員(旧軍人等)死亡後、次の事項に該当したことがない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。 ・ 国籍を失ったこと。 ・ 婚姻(事實上の婚姻關係にある場合を含む。)したこと。 ・ 遺族以外の者の養子となったこと。 	

上記のとおり申し立てます。
年 月 日
申立者氏名 _____

第二号書式

第二号書式 (配偶者用) 扶助料失権事由非該當申立書	
<p>私は、公務員(旧軍人等)死亡後、次の事項に該当したことがない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。 ・ 国籍を失ったこと。 ・ 婚姻(事實上の婚姻關係にある場合を含む。)したこと。 ・ 遺族以外の者の養子となったこと。 	

上記のとおり申し立てます。
年 月 日
申立者氏名 _____

第三号書式

第三号書式 (恩給種別) 一時扶助料既定申立書	
<p>私は、公務員(旧軍人等)死亡後したことにより、 第 番の一時扶助料既定通知書を受けたことがある。</p> <p>上記のとおり申し立てます。 年 月 日 申立者氏名 _____</p>	

第四号書式

第四号書式 扶助料年額改定請求書					
<p>下記扶助料の年額を改定されなく、証拠書類を添えて請求します。</p> <p>総務大臣 殿 年 月 日 (フリガナ) 請求者氏名 _____</p>					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">扶助料年額改定請求書 記号番号</th> <th style="width: 50%;">第 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 住 所</td> <td>郵便番号 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> 郵便番号 _____ (電話番号 - - -)</td> </tr> </tbody> </table>		扶助料年額改定請求書 記号番号	第 号	現 住 所	郵便番号 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> 郵便番号 _____ (電話番号 - - -)
扶助料年額改定請求書 記号番号	第 号				
現 住 所	郵便番号 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> 郵便番号 _____ (電話番号 - - -)				

第五号書式		
加給の原因となる連族の生計開墾申立書		
加給の原因 となる連族 の氏名	ヨリガタ []	公務員と との親類
<small>(次の該当する番号に○印をつけてください。)</small> <small>この連族は、公務員(旧軍人等)死亡当時、公務員と (1) 同居していた。 (2) 別居していた。</small> <small>(3) に○印をついた方は、下の()欄に請求者との間の生活上の依存関係(住まいなど)について具体的に記入してください。</small>		
<small>(次の該当する番号に○印をつけてください。)</small> <small>この連族は、現在、請求者と (1) 同居している。 (2) 別居している。</small> <small>(3) に○印をついた方は、下の()欄に請求者との間の生活上の依存関係(住まいなど)について具体的に記入してください。</small>		
<small>上記のとおり申立てます。</small> <small>年 月 日</small> <small>申立者姓名</small>		